

各種統計調査における有期労働契約の就業形態の定め方

労働力調査	平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査	契約社員に関する実態調査	平成17年有期契約労働に関する実態調査	有期契約労働者の処遇に関する実態調査報告書
毎月末日現在(年平均あり)	H19.10.1時点	事業所:H19.10.1～10.18 個人:H19.11.1～11.22	H17.9.1時点	H17.7.20～8.8
総務省	厚生労働省統計情報部	東京都産業労働局	厚生労働省大臣官房統計情報部	厚生労働省委託調査(UFJ総合研究所)
※勤め先での呼称				
正規の職員・従業員	正社員 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。	正社員 フルタイムで仕事に従事し、特に雇用期間を定められていない者。		
パート	パートタイム労働者 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者。	有期パートタイマー 一般的に正社員より1日の所定労働時間が短いか、一週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがある者。 無期パートタイマー 一般的に正社員より1日の所定労働時間が短いか、一週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがない者。	短時間のパートタイマー 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。 その他のパートタイマー 正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、パートタイム労働者その他これに類する名称で呼ばれる者。	短時間のパートタイマー 常用雇用の有期契約労働者のうち、週の所定労働時間が正社員の労働時間より短い者。 長時間のパートタイマー 常用雇用の有期契約労働者のうち、週の所定労働時間が正社員の労働時間と同等以上で、主に補助的な業務を担当している者。
アルバイト				
労働者派遣事業所の派遣社員	派遣労働者 「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されている者。なお、調査対象事業所が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者として雇用している労働者についてはその事業所での調査対象としない。	派遣労働者 「労働者派遣法」に基づき、派遣元事業所より派遣されている者。		
契約社員・嘱託	契約社員 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。	契約社員 1日の所定労働時間及び1週の所定労働日数が正社員とほぼ同じで、期間の定めのある契約に基づき直接雇用されている者	契約社員 特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。 ※契約社員の定義における「特定職種」 科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種。	契約社員 常用雇用の有期契約労働者のうち、週の労働時間が正社員の労働時間と同等以上で、主に正社員と同様の業務や、専門的な能力を要する業務に従事している者。
	嘱託社員 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者。	嘱託社員 定年退職者等で、一定期間再雇用する目的で契約し、雇用されている者。	嘱託社員 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。	嘱託社員 定年退職後に有期契約で再雇用される者など、高齢の常用雇用の有期契約労働者。
	出向社員 他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。			
	臨時的雇用者 臨時的に又は日々雇用している労働者で、雇用期間が1か月以内の者。			
その他			その他 上記以外の労働者。	